

CO2 温暖化論者の不法行為を問う 2 つの裁判報告 (5)

① 気象学会による論文掲載拒否事件

3 月 18 日の地裁判決では、被告の誤読については一切判断せず、被告が「相応の科学的根拠をもって掲載することができないとした」と認定し、不法行為は成立しないとした。このような判決は一般雑誌では妥当である。採用してくれる別の雑誌を探せばよい。

しかし、科学雑誌でこの方法を使うと、一方の見解で他方の見解を排除できるから、科学論争にはならない。まして気象学会はひとつしかないから、他方の見解は気象学者に伝わらない。物理学会誌にはその論文要旨が掲載された(2010 年 4 月号 p266)が、これでは気象学者間の科学論争にはならない。そこで、東京高裁に控訴することにした。

東京高裁に控訴、10 年 3 月 26 日(金)

この控訴文は、原判決の変更を求める、という簡単なものである。今後、6 月下旬に控訴の理由書を提出するまで、しばらくこの裁判は休憩ということになった。

② 東京大学による名誉棄損事件

第 2 回口頭弁論(4 月 13 日)において、原告は準備書面(1)を提出した。

口頭弁論というのは、一般に双方が書面を提出することで陳述したことにするのだが、原告は特に発言を求めて、準備書面(1)の注目してほしい点を以下のように口述した。

この準備書面は、3 つの部分から構成されている。

第一では、この事件は、『CO22.5%削減』を提唱した東京大学前総長小宮山宏のかかわりに注目してほしい。この小宮山の意を受けて被告住教授が引き起こした事件である。

第二は、3 つの求釈明であって、

①ひとつは、9 項目の特徴を名指しした 12 人の懷疑論者に貼り付けたのだが、懷疑論者のどの議論がどの特徴に該当するのか明らかにしていない。これを明らかにすることを求める。明らかにできなければ証拠を示さず侮辱した事件ということになる。

②また、被告東京大学は、大学院学生の被告山本に経歴詐称をさせたが、そのようなことをするには事情があった筈で、それを明らかにすることを求める。

③さらに批判をするのであれば、当然の作法として批判者の氏名をあきらかにすべきである。なぜ、匿名にして、しかも求められても氏名の発表を拒否するのか、その理由をあきらかにすることを求める。

第三は、答弁書と被告準備書面(1)への反論である。

第 3 回口頭弁論は、10 年 6 月 1 日(火)10 時、東京地裁 411 号法廷